

事務連絡  
令和2年4月13日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿

農村振興局整備部設計課施工企画調整室  
課長補佐（積算基準班）  
課長補佐（施工基準班）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の入札手続等の対応に係る留意事項について

農林水産省直轄工事及び業務の入札契約手続については、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の入札等の手続の今後の対応について」（令和2年4月8日付け農村振興局整備部設計課施工企画調整室長事務連絡）において取扱が定められたところである。

また、これに先立ち、実施中の工事・業務については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の一時中止措置等の解釈及び打合せ・検査の対応について」（令和2年3月4日付け農村振興局整備部設計課課長補佐事務連絡）において取扱を定めているところである。

これらの取扱に当たっては、当分の間、下記の点に留意の上、適切に対応されたい。

## 記

### 1 入札契約手続時における対応

#### (1) 書類の電子化等

閲覧書類等に関しては、相手方の事情を考慮し、現地の状況が確認できる写真等を含め幅広く提供するとともに、電子媒体による提供の依頼があった際には、積極的にこれに応じること。

また、契約書以外の提出書類等についても、今年度より電子契約を導入し電子媒体による提出が可能となっていることから、積極的に電子媒体での提出に応じること。

#### (2) 適切な作業時間の確保

テレワーク等の業務体制により、相手方の積算作業等の状況に変化が生じる可能性も想定されることから、手続中の案件において、申請に係る各種資料や入札書の提出期限の延長について柔軟に検討すること。

また、今後公告する案件についても、同様に相手方のテレワーク等の業務体制を考慮し、作業時間を十分に確保した発注スケジュールの検討を行うこと。

## 2 実施中の工事・業務における対応

### (1) 受発注者間の打合せ及び検査の対応

当省のWeb会議システムについては、外部者も対象として会議等を行うことができることから、受発注者間で協議の上、初回を含めた全ての打合せ及び検査に際しては、Web会議方式を積極的に活用すること。

### (2) 現地調査における対応

受注者が現地調査を実施する際には、担当技術者が緊急事態措置を実施すべき区域から派遣される場合もあることから、あらかじめ発注者側で地元関係者（土地改良区等）に事前に連絡を入れておくなど、現下の情勢に十分配慮した丁寧な対応を心掛けること。